

## 1章 松江市景観計画区域

## 1 景観形成の目的

本計画は、景観形成上の影響が大きい大規模な建築物や工作物等の建設行為等（以下、「大規模行為」という。）について、市民共有の財産である重要な景観資源に対する配慮及び周囲の景観との調和を図るために必要な措置を定め、松江市全域において良好な景観を保全、創造、継承することを目的とする。

## 2 区域（法第8条第2項第1号関係）

景観計画区域は松江市全域とする。（水面も含む）

※ 景観計画重点区域においては、その景観形成基準に従う。



### 3 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

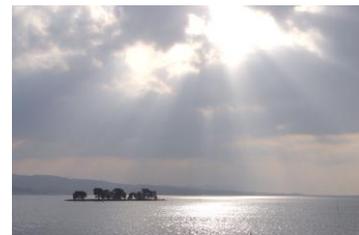
大規模行為は周囲の景観に与える影響が大きいため、近隣景観に対してはもちろんのこと、広範囲の景観に与える影響に対しても配慮する必要がある。本計画は、広範囲の景観に配慮する一定の基準として、松江市全域に点在する、景観的に特色を持った地域や展望地、道路や河川を「景観形成上重要な地域・展望地・道路・河川」として明示し、それらの景観特性を地域の景観形成の方向性としてとらえ、市民、事業者、行政の協働のもと、大規模行為と地域景観との調和を図り、良好な景観形成を推進するものとする。

また、松江市の象徴的な景観特性である「水（宍道湖及び中海）、緑（市街地を取り巻く山並み）、歴史（城下町などの雰囲気）」について、特に良好な眺望景観を持った展望地を「主要な展望地」として定め、具体的に景観形成基準を表記し、景観を保全するための最低限の基準としてきめ細やかな景観誘導を図るものとする。

#### 3-1 景観形成上重要な地域

##### (1) 宍道湖・中海周辺地域

宍道湖は、その景観の大部分が湖の水面と空で占められており、開放的な印象を与える景観となっている。その表情は時々刻々と変化し、湖面に浮かぶ嫁ヶ島と夕日は水都・松江の象徴として宍道湖景観を代表するものである。また、中海は八束町を取り囲む穏やかな湖面を持ち、周囲の山々の景観と相まった湖畔景観は市民に潤いを与えている。



宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島

宍道湖・中海はラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）にも登録（平成17(2005)年11月）され、動植物の生息生育環境としても重要な役割を果たしており、松江市にとってかけがえのない自然の景観資源である。



日々表情を変える宍道湖



八束町(大根島)を取り囲む中海景観

## (2) 日本海沿岸及び日本海側の山並み

島根半島の海岸線の半分以上が大山隠岐国立公園の指定を受けた美しいリアス式海岸であり、近景における断崖と緑濃い自然が遠景の空や海と相まった、雄大な自然景観を形成している。また、海岸線に点在する美しい断崖や洞門などの奇観は、他に無い特徴を有している。



美しいリアス式海岸

## (3) 松江市街地を取り巻く山並み

本宮山、朝日山、嵩山、枕木山、高尾山に代表される北山山系の山並みは、その一部が宍道湖北山県立自然公園や中国自然歩道に指定され、また、南部の湖南山地には、大平山、二子山、空山、星上山、京羅木山などの尾根が連なり、松江市の中心部を囲むように緑豊かな山並み景観を有している。

市街地の背景となる山並みは、都市景観に自然景観の雰囲気醸し出す緩衝的な役割を果たしており、市民の生活に潤いを与える重要な景観資源となっている。



市街地を取り巻く緑豊かな山並み



市街地の背景となる山並み

## (4) 松江堀川・大橋川の川沿い

城山周辺の松江堀川は、松江市を代表する景観資源で情緒ある風情を醸し出している。堀川を遊覧船で周遊する“堀川めぐり”は、年間30万人以上の入込み客がある観光資源の一つであり、松江市にとって重要な河川景観資源である。

宍道湖と中海をつなぐ大橋川には、宍道湖大橋、松江大橋、新大橋、くにびき大橋、縁結び大橋、中海大橋の6橋が架かり、河川沿いに開けた視界は通行する人に潤いを与えている。



豊かな緑と堀川遊覧船



新大橋から見た大橋川

## (5) 松江城及びその周辺

松江城をはじめ、その周辺には歴史的な風情が残る情緒ある町並みが残っており、松江市を代表する観光地となっている。この歴史的建物が軒を連ねる町並みは、生活と密着する中で形成される景観であり、人びとの日々の生活や、良好な町並み景観の保全に対する意識により継承されてきたものである。



松江城周辺の塩見縄手

### 3-2 展望地、道路、河川

保全すべき景観資源として以下を景観形成上重要な展望地、道路、河川に位置付けることとし、大規模行為とこれらの景観資源との調和が図られた景観形成に努めるものとする。

#### [展望地]

松江城、田和山史跡公園、島根県立美術館、枕木山、明々庵、千手院、月照寺、忌部自然休養村、古墳の丘古曾志公園、宍道湖夕日スポット、フォーゲルパーク展望台、松江大橋、宍道湖大橋、松江湖畔公園(千鳥南・末次・白濁・岸・袖師)、島根原子力館、マリニパーク多古鼻、関の五本松公園、美保関灯台(地蔵崎)、星上山スターパーク、鳥ヶ崎園地、ふるさと森林公園、大塚山公園、めのう公園、意東海岸、星上峠(星上山展望台)

#### [道路]

国道9号、国道431号、主要地方道松江鹿島美保関線

#### [河川]

大橋川、松江堀川、玉湯川

### 3-3 主要な展望地

#### (1) 松江城

全国に現存する12天守の一つ。山陰では唯一の天守で、松江のシンボルとなっている。天守からは松江の市街地を一望することができ、特に南の方向の宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島は絶景である。



松江城天守



天守より南方向(宍道湖・嫁ヶ島・松江の市街地)を望む

#### 【松江城景観形成基準】

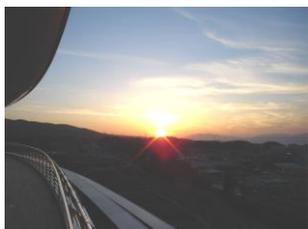
- ・ 天守から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げない
- ・ 天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さない

## (2) 田和山史跡公園

特異な三重環濠を持つ弥生時代の遺跡で、歴史、自然学習の場、憩いの場として整備されている。市立病院を側面に、近景に市街地、遠景に宍道湖、北山山系を望むことができ、宍道湖に沈む夕日は絶景である。

### 【田和山史跡公園景観形成基準】

- ・ 宍道湖対岸の水際線及び北山山系の稜線の眺望を妨げない



2月頃の夕日



田和山町、宍道湖、北山山系を望む

## (3) 大塚山公園

約19万年前の噴火によってできた大根島の中央に位置し、噴火口を持つ大塚山公園は、島全体がなだらかな丘陵地となっている八束町の一番高い場所であり、島全体と中海が360度見渡せ、東には大山、北には枕木山を望むことができる。牧歌的な景観は四季の変化に富んでおり、特に春は開花した牡丹の花が島全体を華やかに彩る。



大塚山から大山を望む



大塚山から西(八束町の田園地帯、中海、山並み)を望む

### 【大塚山公園景観形成基準】

- ・ 南、西、北方向の中海対岸の水際線及び東方向の弓ヶ浜半島の稜線の眺望を妨げない

## 4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

### 4-1 基本事項

- ① 大規模行為が広域景観に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
- ② 行為にあたっては、松江市景観形成基本計画を遵守し、良好な景観の形成に努めること。
- ③ 景観形成上重要な地域（注1）、展望地（注2）、道路（注3）、河川（注4）、主要な展望地（注5）の良好な景観の形成に特に配慮すること。

### 4-2 共通事項

- ① 大規模行為の計画地（以下「行為地」という。）の選定にあたっては、景観形成上重要な地域（注1）の良好な景観を損なうことのないよう、かつ、展望地（注2）からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。
- ② 行為にあたっては、展望地（注2）からの景観に配慮することとし、特に主要な展望地（注5）に関しては、展望地ごとに定められた景観形成基準を遵守すること。
- ③ 行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
- ④ 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路（注3）、河川（注4）からの遮へいに努めること。

## 4-3 個別事項

行 為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観に配慮した位置とすること。</li> <li>・ 行為地が道路（注3）又は河川（注4）に接する場合は、できる限り当該道路、河川から後退した位置とすること。</li> <li>・ 行為地が稜線の近傍にある場合は、できる限り稜線を乱さないよう低い位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成上重要な地域（注1）においては、主要な展望地（注5）からの眺望を著しく妨げることのないよう特に配慮すること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>・ 周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>・ 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、展望地（注2）、道路（注3）、河川（注4）からできる限り見えない位置に設置すること。</li> <li>・ 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・ 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・ 外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・ 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路（注3）から直接見通せないよう配慮すること。</li> <li>・ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・ 室外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。</li> <li>・ アンテナを共同化するよう努めること。</li> </ul>

行 為	事 項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観に配慮した位置とすること。</li> <li>・ 行為地が道路（注3）又は河川（注4）に接する場合は、できる限り当該道路、河川から後退した位置とすること。</li> <li>・ 行為地が稜線の近傍にある場合は、できる限り稜線を乱さないよう低い位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成上重要な地域（注1）においては、主要な展望地（注5）からの眺望を著しく妨げることのないよう特に配慮すること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある意匠となるよう工夫すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩はできる限り避け、落ちついた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の優れた景観を特徴付ける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・ 素材は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。</li> <li>・ 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>

行 為	事項	景観形成基準
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長大な法面又は擁壁を要しないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。</li> <li>・ 法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>・ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> <li>・ 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為をした箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・ 敷地周辺の緑化等により周囲の道路（注3）、河川（注4）等からの遮へい措置を講ずること。</li> </ul>
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長大な法面又は擁壁を要しないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。</li> <li>・ 法面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>・ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展望地（注2）、道路（注3）、河川（注4）等から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展望地（注2）、道路（注3）、河川（注4）等からできる限り見えない方法を工夫すること。</li> <li>・ 適切な集積又は貯蔵に努めること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の出入口は、できる限り限定すること。</li> <li>・ 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路（注3）、河川（注4）等からの遮へいに配慮すること。</li> </ul>
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。</li> </ul>

（注1）：「景観形成上重要な地域」とは、宍道湖・中海周辺地域、日本海沿岸及び日本海側の山並み、松江市街地を取り巻く山並み、松江堀川・大橋川の川沿い、松江城及びその周辺地域をいう。

（注2）：「展望地」とは、松江城、田和山史跡公園、島根県立美術館、枕木山、明々庵、千手院、月照寺、忌部自然休養村、古墳の丘古曾志公園、宍道湖夕日スポット、フォーゲルパーク展望台、松江大橋、宍道湖大橋、松江湖畔公園（千鳥南・末次・白潟・岸・袖師）、島根原子力館、マリンパーク多古鼻、関の五本松公園、美保関灯台（地蔵崎）、星上山スターパーク、鳥ヶ崎園地、ふるさと森林公園、大塚山公園、めのう公園、意東海岸、星上峠（星上山展望台）をいう。

（注3）：「道路」とは、国道9号、国道431号、主要地方道松江鹿島美保関線をいう。

（注4）：「河川」とは、大橋川、松江堀川、玉湯川をいう。

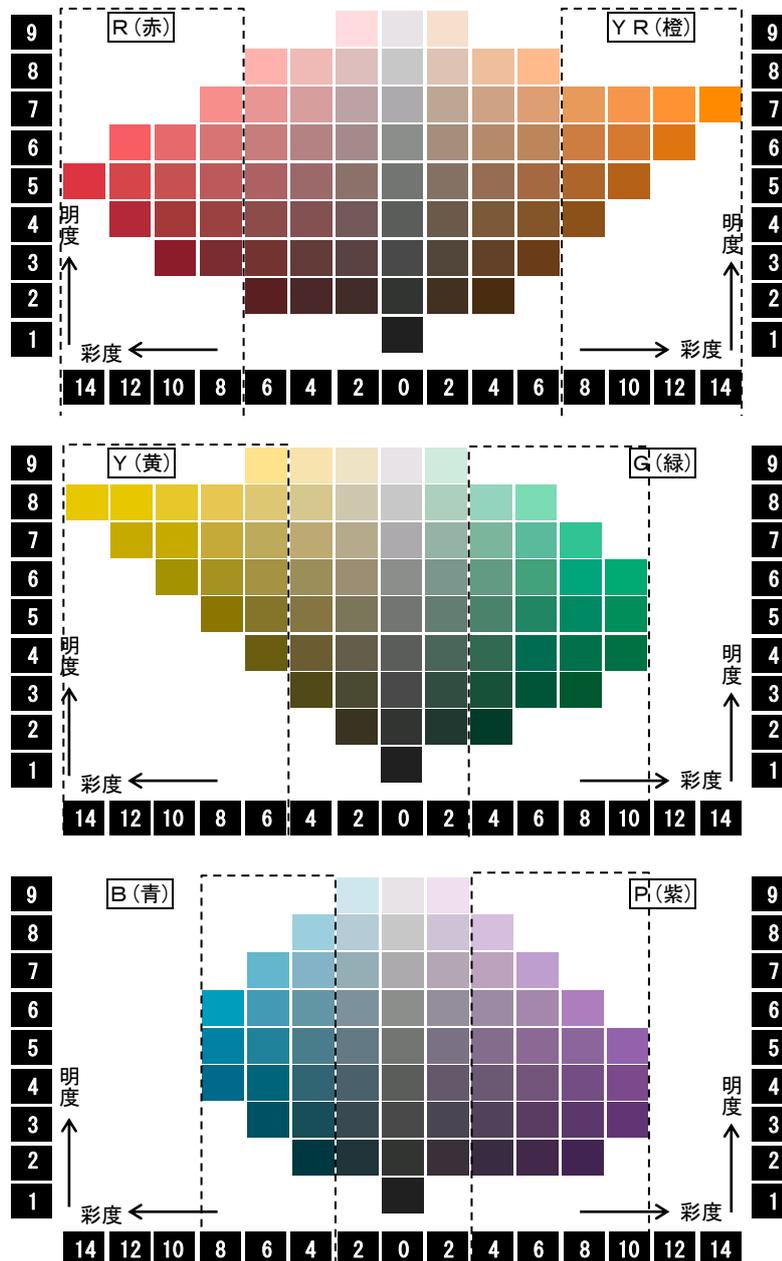
（注5）：「主要な展望地」として松江城、田和山史跡公園、大塚山公園を定めるものとし、下記の景観形成基準について特に配慮すること。

- ① 松 江 城・天守から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げない。  
・ 天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さない。
- ② 田和山史跡公園・宍道湖対岸の水際線及び北山山系の稜線の眺望を妨げない。
- ③ 大塚山公園・南、西、北方向の中海対岸の水際線及び東方向の弓ヶ浜半島の稜線の眺望を妨げない。

※本章の景観形成基準に加え、別冊「太陽光発電設備景観形成基準」を適用する。

## 4-4 『けばけばしい色彩』について

- ① けばけばしい色彩の範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。
- ・ R (赤)、Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度 6 を超えるもの。
  - ・ Y (黄) 系色相を使用する場合は、彩度 4 を超えるもの。
  - ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 を超えるもの。
- ② 蛍光塗料は使用しないこと。



※) 上図点線の枠内は『けばけばしい色彩の範囲』として表す一定の指標であり、それ以外の色彩が『落ち着いた色彩』であることを示すものではない。

※) 赤(R)、橙(YR)、黄(Y)以外のその他の色相は主要色の緑(G)、青(B)、紫(P)で例示している。

※) 上記色見本は印刷等により実際の色彩と異なる場合があるので、色見本等により確認すること。

## 5 届出対象行為 (法第16条関係)

### [届出対象行為]

一	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
二	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
三	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
四	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を除く)
五	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (堆積期間が90日を超えるもの)
六	水面の埋立て又は干拓

### [届出対象の除外となる行為]

行 為	左のうち届出を要しない行為
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが13m以下及び4階建て以下並びに建築面積が1,000㎡以下のもの</li> <li>※届出の対象となる規模であっても、面積が10㎡以下の外観の変更、又は、当該行為後の高さが13m以下で、かつ、増・改築部分の床面積の合計が10㎡以下の場合は届出を要しない。</li> <li>・設置期間が90日を超えない仮設のもの</li> </ul>
と 工 作 物 の 新 設 、 増 築 、 改 築 若 し く は 移 転 、 外 観 を 変 更 す る こ と と な る 修 繕 若 し く は 模 様 替 又 は 色 彩 の 変 更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、排気塔等</li> <li>・鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等</li> <li>・電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、風車等</li> <li>・高架水槽、冷却塔等</li> <li>・彫像、記念碑等</li> <li>・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等</li> <li>・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュャープラント等</li> <li>・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</li> <li>・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等</li> <li>・太陽光発電設備(建築物に附属しない太陽光発電設備に限る)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車車庫の用に供する立体的施設</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路等(これらの支持物を含む)</li> </ul>
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	面積が10,000㎡(都市計画区域にあつては3,000㎡)以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	※ただし、法面又は擁壁の高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるものは届出を要する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(堆積期間が90日を超えるもの)	高さ5m以下で、かつ、面積が1,000㎡以下のもの
水 面 の 埋 立 て 又 は 干 拓	面積が10,000㎡(都市計画区域にあつては3,000㎡)以下のもの ※ただし、法面又は擁壁の高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるものは届出を要する。

※ 法等により規定される各区域共通の届出を要しない行為については、「序章 景観形成基本計画 8-3 届出対象の除外となる行為」に記載

## 6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

景観重要建造物及び景観重要樹木にあたっては、『序章 松江市景観形成基本計画』に即し指定するものとし、本計画による指定に際しては、市民共有の財産であることを基本に下記のとおり指定の方針を定める。なお、他の景観計画区域（景観計画重点区域）などで、景観重要建造物及び樹木の指定の方針が地域固有の景観特性に即して定められている場合は、それに従うものとする。

### 6-1 景観重要建造物の指定の方針

松江市の象徴（ランドマーク）となっている建造物で、市民共有の財産として愛され親しまれ、周辺景観に良好な影響を与える建築物及び工作物について指定する。

### 6-2 景観重要樹木の指定の方針

松江市のシンボルとして、また市民共有の財産として愛され親しまれていると認められるものについて指定する。

※景観重要樹木については、巻末資料に掲載。

## 7 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号関係）

市全域に適用される松江市屋外広告物条例（平成20年10月制定）に基づく許可基準等は、本事項を基本とし、屋外広告物の現況調査や、市民及び松江市景観審議会等からの意見を踏まえ定めるものとする。なお、他の景観計画区域（景観計画重点区域）などで、屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限に関する事項が地域固有の景観特性に即して定められている場合は、それに即したものとする。

### 7-1 松江市全域の制限に関する事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を、下記のとおり定めるものとする。

屋外広告物の位置、形状、面積、色彩などの基準により適切な規制・誘導を図ることとし、展望地や主要な幹線道路沿い、公園や景勝地など人が集まり人目に触れることの多い地域の周辺においては、著しく周辺景観に不調和なもの、目立つものとならないよう十分な配慮を行うこととする。

### 7-2 水辺の屋上広告物

下表対象区域における水辺に面する屋上広告物については、下記の事項に配慮することとする。

#### ① 対象地域

- ・ 市街化区域内における大橋川及び市道北松江停車場恵曇線から主要地方道松江島根線までの松江堀川の水辺又は水辺に面する公共用地等に接する敷地を対象とする。

## ② 規模

- ・ 高さは、建築物の地上からの高さの10分の1以下とすること。
- ・ 幅は、建築物(設置場所が塔屋の場合は塔屋)の幅以下とすること。

## ③ 形態・意匠

- ・ 建築物(塔屋の場合は塔屋)の水平投影面をはみださないこと。
- ・ 支柱は見えないようにすること。
- ・ 形態、色彩、取り付けを建築物と一体的にすること。
- ・ 点滅するものは使用しないこと。

## ④ 色彩

- ・ 基調となる色は、けばけばしくならないよう努めること。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。
- ・ R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- ・ Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- ・ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
- ・ 建物と全く違う色彩にはしないこと。
- ・ 蛍光塗料は使用しないこと。

## ⑤ その他

- ・ 自家用広告物を除き設置は控えること。
- ・ 木造建築物の屋根に設置は控えること。
- ・ 建築物の1棟に1個とすること。

## 8 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号関係）

### 8-1 景観重要公共施設の基本的な考え方

#### （1）基本事項

法に規定される特定公共施設（以下「公共施設」という。）のうち、とりわけ道路、河川は松江市の骨格となる景観軸となっており、その整備や管理は地域の景観形成にとって非常に重要な役割を果たしている。

市内には、景観特性を持つ多くの公共施設がある。その保全・整備を進める際、周辺景観との調和を図ることでその価値をさらに高めることを目指し、良好な景観形成を図るうえで重要なものを「景観重要公共施設」に位置付けるものとする。

また、位置付けを契機に、市民・事業者・行政の協働による取り組みを促進し、地域全体の景観形成に連動させることも重要な課題である。

#### （2）基本方針

市の骨格となる景観を構成する公共施設や地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設を、必要に応じて景観重要公共施設に位置付けるものとする。

位置付けにあたっては、その景観特性や景観形成の状況だけでなく、シンボル性、認知度、利用状況、管理者や市民の取り組みなどを総合的に判断し、施設管理者の同意を得たうえで行うものとする。

#### （3）占用許可等の基準

法第8条第2項第4号ハに基づく占用許可等の基準については、良好な景観形成への配慮がなされるよう施設管理者と十分協議、調整を行ったうえで定めるものとする。

占用許可等の基準が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、当該基準に適合しなければならない。

※注 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準に関して、以下に該当するものについては適用除外とする。

- ① 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- ② 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③ 公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、景観計画の施行時点で現に存するもの（維持・管理・修繕等小規模補修を含む。）
- ④ 景観計画の施行時点で現に占用許可等を受けて存するもの（外観の変更を生じないものに限る。）
- ⑤ 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの

## 8-2 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (1) 松江城周辺道路及び松江堀川

松江城築城時に造られ、松江城や城下町を守るとともに、物資の輸送や人びとの往来、生活用水、漁場として、古くから人びとの生活と密接に関わりあい、堀川遊覧船の周遊ルートにもなっている松江堀川や、住民の生活道路として、観光客の周遊ルートとして重要な役割を果たしている松江城を取り囲む周辺道路を景観重要公共施設に位置付け、整備に関する事項を次の通り定める。(平成19年3月)

#### (松江城周辺道路及び松江堀川)

➔ 市道城山線、市道北堀7号線、市道図書館西通線、市道筋違橋通線(筋違橋の部分)、市道北松江停車場恵曇線から主要地方道松江島根線までの松江堀川を景観重要公共施設と位置付け、整備を行う際は、松江城周辺の景観形成上重要な地域、道路、河川として配慮する。

※ここでの松江堀川とは、主要地方道松江島根線から市道北松江停車場恵曇線までの、一級河川斐伊川水系北田川の一部、四十間堀川の一部、京橋川の一部、北堀川の一部、田町川の一部、米子川をいう。

※景観重要公共施設の一覧、位置については、巻末資料に記載。

※普門院外濠地区内の松江堀川については、普門院外濠地区の良好な景観の形成に関する方針に従い、整備を行うものとする。

### (2) 玉湯川及びその両側道路

出雲国風土記にも「川辺の出湯」として記載されている玉造温泉街を貫流し、温泉街や史跡を巡るための散策道として重要な役割を果たしている玉湯川及びその両側道路を景観重要公共施設に位置付け、整備に関する事項を次の通り定める。(平成19年3月)

#### (玉湯川及びその両側道路)

➔ 清巖寺橋から花仙橋までの玉湯川の両側道路(主要地方道玉湯吾妻山線の一部及び市道湯町玉造線の一部、市道玉湯川筋線の一部)、及び清巖寺橋から花仙橋までの玉湯川を景観重要公共施設と位置付け、整備を行う際は、玉造温泉や周辺地域の持つ歴史性、並びに温泉観光地としての特性に配慮する。

※景観重要公共施設の一覧、位置については、巻末資料に記載。

### (3) 大橋川及び剣先川

歴史的・文化的景観や緑豊かな水郷景観のみならず時間や天気の変化になどにより様々な表情を持ち、松江市の景観形成上の骨格として重要な役割を果たしている大橋川及び剣先川を景観重要公共施設に位置付け、整備に関する事項を次の通り定める。(平成25年3月)

#### (大橋川及び剣先川)

➔ 宍道湖大橋から松江大橋までの宍道湖、松江大橋から中海大橋までの大橋川及び剣先川を景観重要公共施設と位置付け、整備を行う際は、大橋川景観形成計画に従い、良好な景観に十分配慮する。

※大橋川景観形成計画は別冊とする。

※景観重要公共施設の一覧、位置については、巻末資料に記載。